

# 認定住宅等に係る税額控除制度

個人が、認定住宅等（※）の新築等をして、その家屋を自己の居住の用に供した場合において、その年分の合計所得金額が2,000万円以下であるときは、一定の要件の下で、その認定住宅等について講じられた構造及び設備に係る「標準的な費用の額」（650万円を限度とする。）の10%に相当する金額をその年分の所得税額から控除（控除しきれない金額がある場合には、翌年分の所得税額から控除）することができる。

※ 認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、特定建築物又は特定エネルギー消費性能向上住宅（ZEH水準省エネ住宅）に該当する家屋をいう。  
[適用期限：令和7年12月31日まで]

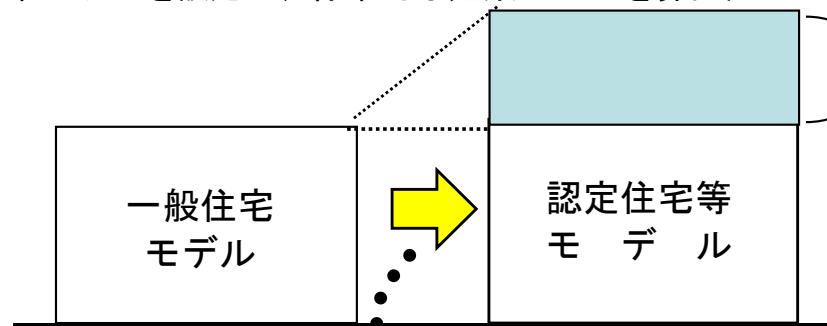
※ 二重下線部分は、令和6年度改正により措置したもの。

○ 税額控除額 = 標準的な費用の額 × 10%

○ 標準的な費用の額 = 1㎡当たりの標準的な性能強化費用 × 住宅の床面積（㎡）



〈標準モデルを設定し、標準的な建築コストを算出〉



認定住宅等の認定基準（耐久性、耐震性、省エネ性能等）に適合するために必要となる標準的な性能強化費用 [告示で規定]  
○構造の区分に関わらず1㎡当たり45,300円

例えば：耐久性の強化（床下換気、防蟻防腐対策等）  
耐震性の強化（壁量増加等）  
省エネ性能の強化（断熱材の厚さ増量等）  
可変性の強化（天井高の確保等）